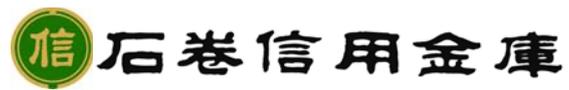


特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)

平成24年1月



目次

はじめに	1
1. 特定震災特例経営強化計画の実施期間	2
2. 経営指導契約の内容	2
(1) 契約期間	2
(2) 指導および助言	2
(3) 報告の提出	2
(4) モニタリング	3
3. 損害担保契約の内容	3
4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	3
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	6
イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	6
ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	9
ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	9
(3) 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	11
イ. 被災者への信用供与の状況	11
ロ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	15
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	24
イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	24
ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策	25
ハ. 早期の事業再生に資する方策	25
ニ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	26
5. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項	27
(1) 優先出資の金額・内容	27
(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法	28
イ. 必要資本額の根拠	28
ロ. 当該自己資本の活用方針	29
6. 剰余金の処分の方針	29
7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	29

(1) 経営管理に係る体制および今後の方針	29
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針	30
イ. 監事会	30
ロ. 内部監査体制	30
ハ. 今後の方針	31
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針	31
イ. 信用リスク管理	31
ロ. 市場リスク管理	32
ハ. 流動性リスク管理	33
ニ. その他リスク管理	33

はじめに

石巻信用金庫（以下「当金庫」という。）は、宮城県石巻市、東松島市、大崎市および牡鹿郡女川町を主な事業区域とする信用金庫として、昭和3年の設立以来、「中小企業者並びに勤労者の専門金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め円滑なる金融を通じて、地域経済の育成振興と生活の安定向上に貢献する。」ことを基本方針に、地域社会との共存共栄および豊かさへの貢献を目指し、地域に根ざした事業活動を展開することで、健全経営に努めてまいりました。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当金庫の事業区域である東松島市から、石巻市、女川町に至る太平洋沿岸地域は壊滅的な被害を受け、当金庫のお客様の多くが被災いたしました。また、当金庫におきましても、津波により3店舗が全壊するなど、被災直後は12店舗中9店舗が閉鎖を余儀なくされました。

当金庫は、軽微な被害に留まった3店舗において、預金の非常時払いの対応を速やかに実施するとともに、被災により通帳やカードを失い、ご自身も避難されているお客様に対して、信用金庫業界の協力により預金の代払いを実施いたしました。また、当金庫と与信取引のあるお客様からの相談に応じ、返済条件の見直しや必要な融資対応などに取り組んでまいりました。

しかしながら、東日本大震災により、直接的または間接的に何らかの被害を受けたお客様に対する与信残高は、当金庫の総与信のほぼ半分を占めており、現時点において、これらのお客様全ての先行きや事業の再建の見通しを判断することは極めて困難な状況となっております。

このため、今後、当金庫が地域の中小零細事業者および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を提供し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには十分な経営体力が必要となることから、当金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第11条第1項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、資本支援の要請を行うことといたしました。

今後、当金庫は、財務基盤の充実強化を図ることにより、被災したお客様への支援を通じ、地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に向けた取組みに尽力してまいります。

1. 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当金庫は、法附則第 11 条第 1 項第 1 号にもとづき、平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月までを計画期間とする特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という。）を実施いたします。

なお、今後経営強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく信金中央金庫を通じて金融庁に報告いたします。

2. 経営指導契約の内容

当金庫は、法附則第 11 条第 1 項第 2 号にもとづき、以下の内容の経営指導契約を信金中央金庫と締結いたします。

（1）契約期間

当該契約の締結日は法第 26 条にもとづき信金中央金庫が買取りを求める信託受益権に係る当金庫が発行する優先出資の払込期日とし、期日は、法附則第 16 条第 3 項にもとづく経営が改善した旨の認定または法附則第 17 条第 2 項にもとづく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとすることとしております。

（2）指導および助言

当金庫は、経営指導契約にもとづき、信金中央金庫から、当金庫の被災債権の管理および回収に関する指導その他当金庫の業務の改善のために必要な指導および助言を受け、当該指導および助言にもとづき適切に業務を実施することとしております。

（3）報告の提出

当金庫は、経営指導契約にもとづき、信金中央金庫に対して、経営強化計画の実施状況および自らの業務、財産の状況に関する報告を、定期的に、または信金中央金庫からの求めに応じて、以下のとおり行います。なお、当金庫の経営に重大な影響を及ぼす事項が生じるおそれのあるときは、速やかに報告を行うこととしております。

- 特定震災特例経営強化計画履行状況報告（3 月末基準、9 月末基準）
- 被災債権の管理および回収等に係る報告（6 月末基準、12 月末基準）
- 各期末における財務諸表等（3 月末基準、9 月末基準）
- その他業務および財産の状況に係る報告（随時）

(4) モニタリング

当金庫は、経営指導契約にもとづき、経営強化計画の実施状況等に関して、信金中央金庫が実施するモニタリングを、定期的に、または随時受けるとともに、必要な指導および助言を受けることとしております。

なお、当該モニタリングは、定期的に経営状況等に係る資料を提出するオフサイト・モニタリングと、定期的に、または随時行われるヒアリングおよび被災債権に係る状況等を確認するための貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングにより構成され、当金庫は、当該モニタリングに協力してまいります。

3. 損害担保契約の内容

法附則第 17 条第 2 項にもとづく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結した場合、法附則第 19 条第 1 項において、当該契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、預金保険機構に対し申し込むことができることされておりますが、当金庫は、現時点においては、被災債権の譲渡その他の処分にあたりまして、損害担保契約の締結を想定しておりません。

また、将来、締結の必要が生じるような状況となった場合には、被災債権の譲渡その他の処分の必要性や費用、契約内容等を慎重に検討し、関係機関等とも協議のうえ、対応してまいります。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

【地域経済の現状】

当金庫が主として事業展開する石巻地域は、世界三大漁場のひとつに数えられる「三陸沖」の豊富な漁業資源を背景に、沿岸漁業から沖合・遠洋漁業まで幅広い漁業に対応してきました。

その中核となる「石巻漁港」は、全国に 13 しかない特定第三種の漁港に指定され、さば、かつお、たら等を中心に多種多様な魚が水揚げされ、数量で全国第 3 位、金額で第 12 位（平成 22 年水揚高 130 千トン、金額 179 億円）と全国有数の水揚げ拠点としての役割を担っています。また、魚市場の背後地には、全国有数の水産加工団地が整備され、水揚げ、陸揚げされた魚は、魚種を問わず引き受けられ、冷凍加工等の一次加工から塩蔵品、練り製品、すり身等の二次加工といった多くの水産

加工業者が存在しています。さらに沿岸部では牡蠣やホタテ、銀鮭などの養殖が盛んに行われている等、石巻市は一大水産都市として名を馳せてきました。加えて昭和 39 年に新産業都市の指定を受け、石巻工業港の建設など、工業都市としても発展してまいりました。

しかしながら、近時においては近海の漁業資源をはじめとする水揚げの減少や国際的な漁業規制の強化に加え、世界的な水産需要の高まりから価格競争の激化を招き、原材料価格の高騰に反して販売価格が低迷するなど、大変厳しい環境にあるといえます。こうした中、食の安全に対する関心の高まりに加え、自給率の向上や地産地消といった社会的要請の高まりを契機として、水産品のブランド化や高付加価値商品の開発等に向けた取組みや態勢整備がスタートしたところでした。一方、石巻工業港の背後地では、企業誘致が進み雇用面でも地元が大きく貢献しているところ です。

なお、宮城県第 2 の都市である石巻市において、当金庫の貸出金シェアは全体の 2 番目となる約 15%を占めております（平成 23 年 3 月末時点）。このことから、当金庫は地元の中 小零細事業者を中心として、地域経済を支えていく大きな責任があるものと認識しております。

【図表 1】平成 22 年の全国主要漁港水揚高

(単位：トン、億円)

順位	漁港名	数量	順位	漁港名	金額
1	銚子	214,240	1	福岡	514
2	焼津	200,915	2	焼津	423
3	石巻	130,288	3	長崎	314
4	長崎	124,081	4	根室	291
5	松浦	123,793	5	三崎	290
6	八戸	119,474	6	銚子	253
7	境港	118,535	7	八戸	234
8	釧路	113,990	8	気仙沼	225
9	気仙沼	103,609	9	函館	188
10	枕崎	103,032	10	下関	185
11	根室	100,065	11	松浦	184
12	福岡	99,537	12	石巻	179
13	女川	63,413	13	沼津	154
14	大船渡	49,776	14	境港	153
15	宮古	48,897	15	枕崎	120

(注)出所：時事通信社

【東日本大震災の影響】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当金庫が主として事業展開する石巻地域においては、企業立地が沿岸部に集中していたため、地域の社会インフラや立地企業、水産業などに甚大な被害が発生し、地域経済は壊滅的な打撃を受けました。

東日本大震災から 10 ヶ月が経過し、復旧・復興に向けた国の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」による水産加工業などの被災企業の復旧が本格化、

また、水産加工業と並んで当地域の基幹産業として波及効果の大きい大手製紙会社の石巻工場をはじめ関連企業が、当地での事業再開を進めていることは雇用面からも朗報といえます。

しかしながら、港湾地区をはじめとした工場建設予定地は、激しい地盤沈下に見舞われており復旧・復興の大きな足かせとなっております。また、事業停止の状態が長期間にわたっており、販路や顧客離れも懸念されます。また、当地域には運送業をはじめ梱包関連や電気工事の関連業種も多く、産業基盤や関連業種の裾野の広さから、当地域における産業基盤や雇用面での影響も深刻であり、加えて高齢化も相俟って、地域経済が破壊されてしまいかねない事態であると認識しております。

【図表 2】 東日本大震災による被災状況 (単位: 人、棟)

市・町	人的被害		住宅被害	
	死者	行方不明者	全壊	半壊
石巻市	3,181	651	22,357	11,021
東松島市	1,047	66	5,432	5,495
女川町	575	368	2,923	338
合計	4,803	1,085	30,712	16,854

(注) 出所: 宮城県 公表資料 (平成23年12月14日時点)

【図表 3】 浸水地域における事業所数・従業者数 (単位: 所、人、%)

市・町	浸水地域における事業所数 及び従業者数 (A)		当該市町の事業所数 及び従業者数 (B)		(A) / (B)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
石巻市	7,865	62,679	9,072	71,512	86.7	87.6
東松島市	1,513	11,635	1,697	13,227	89.2	88.0
女川町	651	5,721	656	5,737	99.2	99.7
合計	10,029	80,035	11,425	90,476	87.8	88.5

(注) 出所: 総務省統計局 (国勢調査速報集計平成22年10月1日現在) および
平成21年経済センサス基礎調査にかかる特別集計 (平成23年6月15日公表) より

【当金庫の基本的な取組姿勢】

当金庫は、東日本大震災からの復興支援への取組みにあたり、「石巻信用金庫 災害復興方針」として、

- ① 地域、お客様の復興支援に全力を尽くす
- ② 石巻信用金庫の復興に全力を尽くし健全経営を目指す
- ③ 地域経済の発展を目指し地域貢献活動に全力で取り組む

を掲げ、全役職員の共通認識としております。

東日本大震災による被害から早期に回復し、地域の復興を成し遂げていくためには、地域に密着した金融機関として地域の復旧・復興のために知恵を絞り、アイデ

アを出し、お客様に対し一歩踏み込んだサービスと情報を提供し、事業再生を地域の再生から活性化に繋げるためには、従来基準にとられない柔軟な対応も必要であると判断しております。

被災した個人のお客様に対しましては、今後の生活設計等の実態把握に努め、条件変更や新規融資にて生活基盤の再建を積極的に支援していく必要があると考えます。また、事業先のお客様に対しましても、経営者の再建ビジョンから経営改善計画の策定支援、条件変更、新規融資にて金融の下支えを図っていくことが重要と判断しております。特に水産加工業を中心に工場設備への再投資課題が多く、きめ細かな経営相談から運転資金に加え、事業の復旧・復興に繋がる設備資金への応需等、積極的な対応を幅広く図っていく必要があり、場合によっては地域やお客様の実情を知り尽くした当金庫ならではの、リスクを取った金融支援も重要と判断しております。

また、産学金連携のノウハウを生かした金融仲介機能の強化や他地域との商談会の開催等お客様のビジネスチャンスの拡大等にも積極的に携わってまいりたいと考えております。そのためにも、お客様の地域にかける思いを大切に、意欲のあるお客様からのご相談に応じることや資金の応需等、真摯に取り組んでまいり所存です。

また、地域の復旧・復興への取組みにあたりましては、当金庫が主体的に取り組んでいくことはもちろんのことですが、当金庫単独では困難な課題につきましては、信金中央金庫をはじめとする信用金庫業界や関係諸機関のご助力を仰ぎ、また、保証協会などの公的機関等による諸制度等を活用しながら取り組んでまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(イ) 本部支援部署の設置および相談窓口の強化

【本部支援部署の設置】

当金庫は、一日も早い地域の復旧・復興に向け、「石巻信用金庫 災害復興方針」にもとづき、地元の中小零細事業者に対する様々な復興支援策や円滑な資金供給に積極的に取り組むため、平成 23 年 9 月に当金庫本部内において「復興支援室」を設置しております。

「復興支援室」は、お客様の復興を支援する専門部署として室長、課長を含めた 6 名を配置し、さらに審査管理担当部署など本部各部と連携し、被災した中小零細事業者の事業再生・復興支援に向けて、経営者とともに対応策、必要資金等のご相談に十分な対応を図ることとしております。

【営業店における相談機能の強化】

当金庫は、被災者および被災企業への訪問活動を徹底し、お客様との「絆」を強化する中で、経営者等が抱える個々の課題に対して迅速に解決策を提供することに力を入れております。お客様からのご相談に対して金庫をあげて対応することを基本方針とし、平成23年11月に営業店において「復興支援プロジェクト」を創設しております。

「復興支援プロジェクト」は、地域の皆様にとって身近な存在である営業店の渉外担当者33名を任命し、本部「復興支援室」との情報連携強化により、地元中小零細事業者に対する様々な復興支援策や円滑な資金供給に積極的に取り組む体制を整備しております。

(ロ) 審査管理態勢の強化および融資条件の弾力化

当金庫は、東日本大震災直後より営業を再開した3店舗（矢本支店、向陽支店、鹿島台支店）のロビーや融資窓口にて特別相談窓口を設置し、専門の職員を配置のうえ、被災したお客様からの各種相談に応じ、返済猶予や返済条件の変更などに柔軟に対応してまいりました。また、事業再開意欲のあるお客様に対しては、担保・保証人や返済期限などの融資条件の弾力的な取扱いに取り組んでまいりました。その後順次営業を再開した店舗においても同様に相談窓口を設け、お客様の相談に積極的に対応し、円滑な資金供給に努めております。

さらに平成23年9月まで延滞損害金利息を免除するなど、お客様に寄り添った融資条件の弾力化を図ってまいりました。なお、同年10月からは個別債務者毎に被災状況、現況を勘案し、延滞損害金利息を免除しております。

【図表4】事業先融資相談の推移

(単位：先)

	23年4月	23年5月	23年6月	23年7月	23年8月	23年9月
先数	313	174	141	125	81	101

【図表5】東日本大震災発生以降の条件変更等の実績

<<中小零細事業者>>

(単位：件、百万円)

	件数	金額
条件変更等の申込みを受けた貸付債権	402	6,729
うち実行	379	6,519
うち謝絶	1	9
うち審査中	19	190
うち取下げ	3	11

<<住宅資金>>

(単位：件、百万円)

	件数	金額
条件変更等の申込みを受けた貸付債権	63	848
うち実行	53	727
うち謝絶	-	-
うち審査中	10	121
うち取下げ	-	-

(注1)平成23年11月末時点

(注2)審査中の債権については全て実行予定にあります。

(注3)条件変更等には旧債の借換も含んでおります。

今後もお客様からの相談に真摯に対応し、地域の復旧・復興に向け努力してまいります。お客様からの相談は、担保資産が滅失している、事業計画が不透明等、通常の融資審査では対応できない場合がありますが、お客様の状況把握に努め、良き相談者となり、コミュニケーションを強化して信頼関係を構築し支援してまいります。

東日本大震災からの復興支援に向け、中小規模の事業者に対する信用供与を積極的に行うためにも、営業店、企業支援部企業支援課（4. (4) ロ. (イ) 参照）および復興支援室が連携してお客様の相談（復興計画、資金計画、各種公的支援制度の活用等）に対応し、当金庫の総合力を発揮してまいります。

被災債権の管理・回収につきましては、信金中央金庫からの指導・助言を受けながら東日本大震災からの復旧・復興に向けて適切に管理し、回収を図っていくこととします。さらに、二重ローン問題の解決に資する施策などにつきましては、営業店でお客様の被災状況を詳細に把握し、今後の状況の変化を調査票に記入のうえ本部へ報告し、今後の対応について指導を受けるとともに、必要に応じて「宮城産業復興機構」や「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」等の外部機関や信金中央金庫と連携し、検討してまいりたいと考えております。

(ハ) 人材の育成

当金庫は、「石巻信用金庫 災害復興方針」のもと、経営強化計画に掲げた東日本大震災からの復興支援への取組みを実践し、目的を達成するためには、人材の育成が極めて重要であると考えております。

人材の戦略的な育成と活用、特に専門性を持った目利き人材を育成し、お客様の問題点等に対する確に助言・助力を行える付加価値営業の強化を図るため、復興支援室に経験豊かな職員とともに若手職員を増員配置し、OJT指導のもと人材育成に努めてまいります。

さらに、保証協会等との連携による東日本大震災からの復興に向けた公的支援制度等に係る役職員向け研修の実施や(社)東北地区信用金庫協会が主催する目利き力養成研修などの外部研修の積極的な活用等を通じ、人材育成に努めてまいります。

ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

中小規模の事業者に対する融資や復興支援を積極的に推進するため、原則毎月開催する営業店長会議等において、営業推進部門担当理事が経営強化計画に記載した施策の実施状況や達成状況等に対する指導・監督を行ってまいります。

当金庫では、貸出案件の進捗状況については、営業推進部から週次で金庫全体に周知しており、金融円滑化に対応した貸出条件変更等の実施状況についても、審査課が実施状況の検証と今後の取組方針の確認を行い、定期的に常勤理事会へ報告しております。

さらに、常勤理事会は、経営強化計画の実施状況について原則毎月報告を受け、計画全体の実施状況を管理するとともに、必要に応じて対応策の立案を各部門に指示いたします。なお、経営強化計画の実施状況については、四半期毎に理事会へ報告し、計画の進捗を管理してまいります。

なお、当金庫は、上記2に記載しているとおり、今般の資本増強にあたり信金中央金庫との間で、経営指導契約を締結する予定です。経営指導契約にもとづき、当金庫は、経営強化計画の実施状況や当金庫の財務の状況等を信金中央金庫へ報告することとなります。また、一方で、信金中央金庫から被災債権の管理・回収をはじめとして、経営強化計画の実施に資する指導および助言を、必要に応じて受けることとなります。

このように、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、当金庫内部のみならず、外部からの検証を受ける体制となっております。

ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

(イ) プロパー融資対応による融資条件の弾力的な取扱い

東日本大震災の影響により、担保となるべき資産が滅失していたり、保証会社による審査・承認が通らないなど、通常の審査では対応できない融資案件の増加も予想されます。

当金庫としては、こうしたお客様からのご相談に対しましても、事業計画やその見通し等を十分に伺い、経営手腕や地域における事業の必要性などを総合的に勘案したうえで、担保の差入れ、金利、返済期間といった融資条件を弾力的に取り扱うことなどにより、支援を継続してまいります。また、必要に応じて、お客様のニーズに沿った資金の供給も検討したいと考えております。

(ロ) ABLの取扱い

当金庫は、これまでも売掛金や動産などを担保とした融資（ABL）を取り扱ってまいりましたが、今後お客様の復興が進むにつれ、多様な資金調達方法の提供が重要となってくると認識しており、今まで以上に動産等を担保とした融資の取扱いを行ってまいります。

また、当金庫は、お客様の資金調達の多様化を図るため、保証協会による流動資産担保融資保証（ABL保証）を活用し、お客様の売掛債権や棚卸資産などを担保とした融資の取扱いも行っております。現時点では取扱実績はございませんが、今後、復興が進むにつれて、資金需要が活発化するものと想定されることから、必要資金につきましては、担保・保証に過度に依存することなく、お客様の資金調達手段の拡充の観点から積極的に取り組んでいくことといたします。

【図表6】 ABL取扱実績 (単位：件、百万円)

	件数	金額
ABL取扱実績	4	135

(注) 平成23年11月末時点

(ハ) 無担保・無保証ローンの取扱い

当金庫は、従来より保証会社と連携し、お客様に対して無担保・無保証のローン商品を提供してまいりました。また、東日本大震災後においては、被災者向け商品として「スーパークイック」を導入し、資金使途も自由な商品設計で、あらゆるお客様の幅広いニーズに対応してまいりました。

今後ともお客様のあらゆるニーズに対し、素早い対応が可能な商品を、保証会社と連携し見直しを進めつつ提供してまいります。

(二) 保証協会保証の活用

当金庫は、東日本大震災後、平成 23 年 4 月 7 日付で本部内に保証協会相談窓口を設置し、復旧資金に係るお客様からの相談等に対して迅速な対応を図ってまいりました。

今後も保証協会との連携を強化し、「東日本大震災復興緊急保証」等の活用を行ってまいります。

【図表 7】 保証協会震災関連保証制度利用実績 (単位：件、百万円)

制 度 名	件数	金額
石巻、東松島（災害特別枠）	30	131
経営安定資金（災害関連）	106	758
みやぎ中小企業復興特別資金	76	1,511
東日本大震災復興緊急保証	3	240
災害関連保証	1	5
合 計	216	2,645

(注)平成23年11月末時点

(3) 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

イ. 被災者への信用供与の状況

(イ) 被災状況に係る調査の実施

○ 調査内容

当金庫は、平成 23 年 11 月から同年 12 月にかけて、当金庫と与信取引のあるお客様（地公体等を除く）の被災状況の調査を実施いたしました（調査対象金額 49,136 百万円、地公体等を除く総与信残高の 88.77%）。

調査にあたっては、東日本大震災以降の延滞発生先および条件緩和対応先の全先を抽出したほか、これらに該当しないお客様についても、事業性ローンについては与信残高 10 百万円以上の先、住宅ローンについては全先について、建物・設備、住宅等の損壊や代表者等の死亡などの直接的な被害のほか、販路喪失などによる売上げの減少や給与所得の減少などの間接的な被害の状況を確認いたしました。

【図表 8】 当金庫の被災債権の調査実施状況 (単位：先、百万円)

	総与信（除く地公体等）		調査先数		調査債権額	
	先数	債権額		構成比		構成比
事業性ローン	1,692	32,213	865	51.12%	30,146	93.58%
住宅ローン等	8,672	23,135	2,392	27.58%	18,990	82.08%
合 計	10,364	55,349	3,257	31.43%	49,136	88.77%

○ 調査結果

下表のとおり、東日本大震災以降の延滞発生先は、事業性ローンと住宅ローン等を合わせ 885 先（総与信に占める割合 8.54%）、38 億円（同 6.28%）、一時的な返済猶予や条件変更の条件緩和に応じた先は 611 先（同 5.89%）、138 億円（同 22.58%）となっております。さらに、これらに該当しない先で、直接的または間接的な被害が認められる先は、713 先（同 6.88%）、136 億円（同 22.26%）となっており、このうち主要な建物・店舗、住居の全半壊等、事業や生活に大きな影響を受けた先は、事業性ローンで 187 先（同 1.80%）、79 億円（同 13.01%）、住宅ローン等で 502 先（同 4.84%）、48 億円（同 7.90%）となっております。

この結果、当金庫と与信取引のあるお客様のうち、東日本大震災により直接的または間接的に何らかの被災による影響を受けた先は、合計で 2,209 先（同 21.31%）、312 億円（同 51.12%）に上っております。

当金庫といたしましては、引き続き定期的な訪問活動等を通じてお客様の実態把握に努めてまいります。

【図表 9】当金庫の与信取引先の被災状況

（単位：先、百万円）

	先数		金額	
		構成比		構成比
被害あり a	2,209	21.31%	31,274	51.12%
延滞先 (注1)	885	8.54%	3,844	6.28%
事業性ローン	176	1.70%	2,546	4.16%
住宅ローン等	709	6.84%	1,298	2.12%
条件緩和先 (注2)	611	5.89%	13,810	22.58%
事業性ローン	272	2.62%	9,869	16.13%
住宅ローン等	339	3.27%	3,941	6.44%
その他	713	6.88%	13,620	22.26%
うち建物・店舗、住居の全半壊等				
事業性ローン	187	1.80%	7,961	13.01%
住宅ローン等	502	4.84%	4,831	7.90%
うち建物・店舗、住居の一部損壊等				
事業性ローン	7	0.07%	639	1.04%
住宅ローン等	1	0.01%	2	0.00%
うち売上高、収入の大幅な減収等				
事業性ローン	1	0.01%	20	0.03%
住宅ローン等	15	0.14%	167	0.27%
(資金使途別計)				
事業性ローン	643	6.20%	21,035	34.39%
住宅ローン等	1,566	15.10%	10,239	16.74%
被害なし b	1,048	10.11%	17,862	29.20%
合計 (調査対象先) c = a + b	3,257	31.41%	49,136	80.32%
総与信	10,368	100.00%	61,173	100.00%

(注1) 震災以降、延滞が発生した先

(注2) 震災以降、返済条件等に係る条件変更に対応した先（約定返済一時停止先を含む）

(ロ) 被災者からの申し出により約定弁済を一時停止等した実績

当金庫は、東日本大震災直後より順次特別相談窓口を開設し、被災したお客様からの各種相談に応じてまいりましたが、多くの被災された事業取引先や住宅ローン取引先等から、既存の融資取引に係る約定弁済について、一時停止の申し出を受けました。

このため、当金庫は、地域における甚大な被災状況等を踏まえ、お客様の被災状況等に応じて約定弁済を一時的に停止するなど柔軟に対応することとし、迅速に受付、実行しております。なお、一時停止の取扱いは、ピーク時の23年5月末時点において663先、121億円に達しております。

また、こうした一時停止等を行ったお客様に対しては、必要に応じて、順次、お客様の状況に適した条件変更の手続きを進めております。東日本大震災以降、平成23年11月末までに正式に条件変更契約を締結したお客様は、累計で175先73億円（うち事業性ローン114先、64億円、住宅ローン等61先、8億円）となっております。

【図表10】被災者との合意にもとづく約定弁済一時停止実績 (単位：先、百万円)

	23年3月末		23年4月末		23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	-	-	215	6,496	275	9,193
住宅ローン	1	19	184	2,311	223	2,770
その他	1	0	149	153	165	173
合計	2	19	548	8,960	663	12,136

	23年6月末		23年7月末		23年8月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	252	7,901	207	6,344	153	4,855
住宅ローン	208	2,677	193	2,507	133	1,826
その他	155	157	129	134	103	109
合計	615	10,735	529	8,985	389	6,790

	23年9月末		23年10月末		23年11月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	82	2,884	67	2,402	51	2,071
住宅ローン	81	1,121	50	698	34	412
その他	58	57	34	34	19	25
合計	221	4,062	151	3,134	104	2,508

【図表 11】 東日本大震災以降の条件変更実績

(単位：先、百万円)

	23年3月末		23年4月末		23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	1	15	3	27	11	757
住宅ローン	-	-	-	-	1	8
その他	-	-	-	-	-	-
合計	1	15	3	27	12	765

	23年6月末		23年7月末		23年8月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	23	1,522	39	2,962	54	4,102
住宅ローン	4	96	6	161	8	176
その他	4	89	7	114	7	114
合計	31	1,707	52	3,237	69	4,392

	23年9月末		23年10月末		23年11月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	84	5,651	99	6,101	114	6,450
住宅ローン	18	297	30	480	49	764
その他	9	123	9	123	12	124
合計	111	6,071	138	6,704	175	7,338

(注)東日本大震災以降、各月末までの累計

(ハ) 被災したお客様に対する信用供与の実績

東日本大震災以降、被災した事業取引先からの資金需要については、保証協会震災関連保証制度等の斡旋や「災害復旧ローン」、「しんきん復興支援資金」、「石信・事業復興Ⅰ・Ⅱ」などの商品により、早期の復旧・復興に向けた資金の供給を行ってまいりました。(【図表 8 および図表 17 参照】)

事業性ローンにつきましては、東日本大震災直後、多くが事業停止の状態に陥った水産加工業をはじめとする製造業において、徐々に再建に向けた資金需要が出てきており、加えて、建設業や運輸業などにおいて復旧関連の資金需要や卸・小売業、不動産業など幅広い業種からの資金需要が増加しつつあります。また、こうした資金需要は、今後、地域経済の活性化にともない、さらに勢いを増してくるものと考えております。

また、住宅ローンにつきましては、今後、地域の復興計画の進展に従い、徐々に資金需要が出てくるものと考えております。

当金庫といたしましても、こうしたニーズを的確に把握し、地域経済の復興および活性化のため、円滑な信用供与に取り組んでまいります。

【図表 12】被災者向けの新規融資の実行状況 (単位：先、百万円)

	先 数	金 額
事業性ローン (運転資金)	199	2,343
〃 (設備資金)	70	949
住宅ローン	7	56
その他	120	185
合 計	396	3,533

(注) 東日本大震災発生以降、平成23年11月末までの累計

ロ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(イ) 本部専担部署の設置

当金庫は、被災したお客様の復興を支援するための専門部署として、前述のとおり本部に復興支援室を設置しております。

復興支援室は、本部各部および営業店の復興支援プロジェクトとも連携し、被災した中小零細事業者の事業再生・復興支援に向け、対応策や必要資金等のご相談に十分な対応を図ることとしております。

(ロ) 営業店機能の維持・強化と見直し

東日本大震災により当金庫の事業区域は甚大な被害を受け、12店舗中9店舗の閉鎖を余儀なくされましたが、このうち平成23年12月末までに6店舗が通常営業を再開しています。残る3店舗につきましては、東日本大震災の影響が残り、営業が困難な地域に立地しておりますが、このうち女川支店につきましては、同年12月5日より女川町金融機関合同庁舎（女川高等学校敷地内）に移転のうえ営業を再開しており、復興支援プロジェクトの一員である渉外担当者を合わせて配置することで、お客様の利便性の確保を図っております。

また、同年12月末時点で閉鎖中の湊支店、門脇支店の2店舗につきましても、本店営業部内に店舗内店舗として再開するとともに、信用金庫の強みである渉外担当者を通じて、従来の営業地区のお客様の利便性の維持・向上を図っております。

当金庫は、東日本大震災直後より、軽微な被害にとどまった3店舗（矢本支店、向陽支店、鹿島台支店）において、同年3月15日より被災者に対する非常時払いの対応を速やかに実施いたしました。さらに、被災により通帳やカードを失い、ご自身も避難しているお客様に対しましては、信用金庫業界の協力により預金の代払いを実施いたしました。

また、特別相談窓口を順次開設し、被災したお客様からの各種相談に応じる

一方、特に甚大な被害を受けた女川地区においては、同年4月5日から8月31日まで公共施設内に臨時窓口を開設し非常時払いの対応を図るとともに、同年5月10日から5月24日まで磐田信用金庫のご好意により貸与いただいた移動店舗車による営業を展開し、同地区における金融サービスの維持に努めました。

こうした取組みにより、非常時においても営業を継続していることで、お客様の被災直後の生活の下支えに貢献し、お客様に安心感を与えるなど、店舗機能の重要性を改めて認識しております。

なお、閉鎖中の両店が立地する地域は、今後かさ上げ道路の整備、公園化また区画整理組合による区画整理等の復興計画が具体化する見込みとなっており、非居住区域の代替地において復興住宅の計画も始まっております。

当金庫といたしましては、相談対応の強化など、お客様との接点を一層強化していく中で、地域の復興計画の進展や利用者の利便性向上を踏まえた店舗網の再整備を検討してまいります。

【図表 13】 当金庫の店舗所在地



【図表 14】 東日本大震災直後の店舗の営業状況（平成 23 年 12 月末時点）

	窓口営業店舗	店舗内 A T M	特別相談窓口	営業再開日
本店営業部	×	×	○	4月15日
湊支店	×	×	○	(本店営業部内にて営業)
矢本支店	○	○	○	3月15日(注1)
女川支店	×	×	×	12月5日(注2)
門脇支店	×	×	×	(本店営業部内にて営業)
向陽支店	○	○	○	3月15日(注1)
開北支店	×	×	○	4月15日
山下支店	×	×	○	4月15日
鹿妻支店	×	×	×	6月29日
赤井支店	×	×	×	4月25日
大街道支店	×	×	○	4月27日
鹿島台支店	○	○	○	3月15日(注1)

(注1)3月28日より通常営業を再開

(注2)女川町金融機関合同庁舎(女川高校敷地内)に移転・再開

【図表 15】 預金の代払件数および金額 (単位: 件、千円)

	件 数	金 額
23年3月	23	2,091
4月	91	8,289
5月	40	4,319
6月	16	10,332
7月	18	1,610
8月	4	400
9月	4	370
10月	8	694
11月	3	250
計	207	28,355

(ハ) お客様への相談窓口の周知等

東日本大震災により被災し、居住地域を離れざるを得なくなり、遠隔地に移動したお客様につきましては、相談のために当金庫の店舗にお越しいただくことが困難な場合が多いと思われまます。

また、そうしたお客様につきましては、当金庫の相談窓口に関する情報も不足がちであると思われることから、当金庫のホームページ等の充実や地元新聞をはじめマスコミを利用することで、営業店舗に関する情報の周知に努め、お客様のご相談しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

地域内の仮設住宅には、主要地区の 5,000 世帯に対しカレンダー配付を実施するとともに営業案内も併せて配付しました。個別の相談に対しても渉外担当者等の訪問により対応を実施しております。今後も仮設住宅の被災者に対し復興に向けた様々な情報の提供や相談対応を充実してまいりたいと考えております。

(ニ) 東日本大震災からの復興に向けた商品の開発・提供

当金庫は、東日本大震災直後から事業資金、住宅ローン、リフォーム資金および消費者ローンなどの被災者のニーズに応じた融資商品を導入し、復旧・復興に向けた資金需要に対応してまいりました。

今後においても、復興の各段階における被災者のニーズの多様化に適切に対応し、復興のための資金供給に努めてまいります。

【図表 16】 東日本大震災後に発売した融資商品の概要と取扱状況(平成23年11月末時点)

<<個人のお客様向け>>

商 品 名	災害復旧ローン (しんきん保証基金)	災害復旧ローン (オリエントコーポレーション)	スーパーquick 罹災特別取上制度 (クレディセゾン)
資 金 使 途	住宅補修・修繕 自動車、 家具、家電の修理・買換等	住宅補修・修繕 自動車、 家具、家電の修理・買換等	生活資金を含む災害復旧資金
融 資 金 額	500万円以下	500万円以下	300万円以下
融 資 期 間	3ヶ月以上10年以内	10年以内	6ヶ月以上7年以内
融 資 利 率	年2.0%(固定)	年2.58%(変動)	年6.5%・10.5%(固定)
担 保	不要	不要	不要
保 証 人	不要	原則不要	不要
取 扱 期 間	平成23年4月28日～平成24年3月30日	平成23年4月1日～平成24年3月30日	平成23年4月4日～平成24年3月30日
取 扱 実 績	100件、161,860千円	18件、26,900千円	4件、6,100千円

商 品 名	災害復興住宅ローン (しんきん保証基金・全国保証・プロパー)	災害復興リフォームローン (ジャックス)
資 金 使 途	被災顧客の住宅新築、借換等	罹災住宅の増築、リフォーム等
融 資 金 額	しんきん保証8,000万円以内 全国保証 6,000万円以内 プロパー 4,000万円以内	1,000万円以内 (自営業者は700万円以内)
融 資 期 間	35年以内	6ヶ月以上15年以内
融 資 利 率	固定金利選択型 3年 年0.8% 固定金利選択型 5年 年1.0% 固定金利選択型10年 年1.5%	年1.875%(変動)
担 保	抵当権第一順位	不要
保 証 人	原則不要 しんきん保証・全国保証 プロパーは連帯保証人1名	原則不要 ㈱ジャックス保証
取 扱 期 間	平成23年11月21日～平成24年12月31日	平成23年11月21日～平成24年3月31日

<<事業者のお客様向け>>

商 品 名	石信・事業復興Ⅰ・Ⅱ (信用保証協会扱い)	しんきん復興支援資金 (プロパー)
資 金 使 途	I 運転資金(被災関連資金) II 運転資金・設備資金(〃)	災害復興資金 運転資金・設備資金
融 資 金 額	I 1,000万円以内 II 金庫所定	1,000万円以内
融 資 期 間	I 10年以内 II 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	手形貸付 1年以内 証書貸付 運転資金10年 設備資金15年
融 資 利 率	I 年1.0%(固定) II 金庫所定	手形貸付 年1.8%(固定) 証書貸付 年2.0%(変動)
担 保	原則不要	原則不要
保 証 人	法人 原則代表者 個人事業者 原則不要	法人 原則代表者 個人事業者 事業後継者・配偶者
取 扱 期 間	I 平成23年4月1日～平成23年9月9日終了 II 平成23年4月1日～平成24年3月31日	平成23年5月9日～平成24年3月30日
取 扱 実 績	255件、3,196,840千円	34件、444,900千円

商 品 名	石信・事業復興Ⅲ (プロパー・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業関係融資専用)	
資 金 使 途	自己負担部分資金	つなぎ資金
融 資 金 額	3,000万円以内	3,000万円超 金庫所定
融 資 期 間	20年以内 金庫所定	
融 資 利 率	5年以内 0.75% (変動金利) 10年以内 1.05% (変動金利) 15年以内 1.45% (変動金利) 20年以内 1.75% (変動金利)	5年以内 1.65% (変動金利) 10年以内 1.95% (変動金利) 15年以内 2.35% (変動金利) 20年以内 2.65% (変動金利)
担 保	原則不動産担保もしくは動産担保 金庫所定	
保 証 人	原則代表者1名	
取 扱 期 間	平成23年12月1日取扱い開始	

(ホ) 販路拡大等事業拡大のための取引先紹介、マッチング支援

当金庫は、これまで当金庫が主催する若手経営者を集めた経営塾やビジネスフェアに県外信用金庫の参加も呼びかけ、石巻専修大学と地元企業の産学の技術・情報交換の協力体制を推進するなど、地域産業の活性化に取り組んでまいりました。こうした取組みは、今後も地域経済再生の取組みとして着実に進めてまいります。

また、これまでも「ビジネスマッチ東北」への参画をはじめとするお客様の販路拡大等のサポートを行ってまいりましたが、東日本大震災以降、全国の信用金庫等から被災地域への支援の申し出を頂戴しております。その中に、ビジネスマッチングや個別商談会などのご案内がありますことから、このような機会を活用し、お客様の販路拡大に繋がるよう取り組んでまいります。

さらに、信金中央金庫等と連携し、信用金庫業界のネットワークを活用したお客様の販路開拓に向けた支援ができるよう努めてまいります。

○ 「ビジネスマッチ東北」

当金庫は、平成 19 年度より(社)東北地区信用金庫協会が主催するビジネスマッチ東北に加盟金庫として参画するとともに、お客様に対して出展の誘致を積極的に行っております。参画当初 6 社の出展であったものが、平成 22 年度では 19 社となり、フェア当日や事前、事後にて活発な商談が行われ、お客様のビジネスチャンスの創出と企業経営のスキルアップに貢献してまいりました。また、出展のみならず地元バイヤーとして 2 社を誘致でき、当地域その他東北 6 県の出展企業と 20 件以上の商談がなされ、新たな仕入先や外注先として取引開始に至っております。

平成 24 年 3 月に開催される「ビジネスマッチ東北 2012 春」においても、東日本大震災からの復興を主な目的として 14 社の出展を確保しており、今後もお客様の販路拡大およびスキルアップ等を支援することといたします。

○ 東北復興支援カタログ「しんきんの絆」

(社)東北地区信用金庫協会は、信金中央金庫と連携し、全国の信用金庫役職員から多数寄せられた「商品の購入等を通じて、被災地域の中小企業を支援したい」という声を復興に繋げるため、全国約 12 万人の信用金庫役職員が購入者となって販路支援を行う取組み「東北復興支援カタログ『しんきんの絆』」を展開いたしました。

当金庫では、この信用金庫業界による被災地中小企業への支援の取組みは、お客様の復興に繋がるものと考え、お客様に案内してまいりました。東日本大震災の影響により案内可能な企業は限定的でしたが、4 社の掲載を依頼し、最終的に 2 社がカタログに掲載されました。

○ **上田信用金庫復興支援ビジネスマッチ「懸賞品付定期預金」**

上田信用金庫より、東北地方の復興支援として、懸賞品付定期預金の懸賞品に東北地方の産品を採用する提案をいただき、当金庫より紹介したお客様1社の商品を納入することとなりました。

○ **朝日信用金庫復興支援（当金庫被災取引先の側面支援）**

朝日信用金庫より、東日本大震災により被災した取扱商品等を抱えるお客様への側面支援として、被災商品等を購入し顧客の粗品として使用する提案をいただき、当金庫より紹介したお客様1社の商品をご購入いただきました。

○ **信金中央金庫優先出資者優待カタログ**

信金中央金庫の復興支援のひとつとして、優先出資者の優待カタログへの商品掲載の案内があり、当金庫より紹介したお客様1社の商品が採択されました。

(A) **被災したお客様の事業再生・事業承継に向けた支援**

○ **経営改善支援の取組みの強化**

お客様に対する経営改善支援につきましては、企業支援部企業支援課が中心となり、営業店と連携して取り組んでおります。

今後におきましては、これまでの財務的な支援を中心とした内容にとどまらず、ビジネスマッチングやM&Aに関する情報提供支援、企業・大学を結び付けるコーディネート支援等も併用した経営改善支援を実施してまいりたいと考えております。

また、必要に応じて外部機関、外部専門家と連携を図り、取組みを強化していきたいと考えております。

○ **専門家による相談会の開催**

お客様の経営改善支援にあたりましては、当金庫のみで解決困難なものもあることから、外部専門家のノウハウ等を活用していくことも必要であるとと考えております。

具体的には、税理士による税務相談会や外部専門機関による中小企業経営者向けセミナーの開催、経営改善計画策定支援を行ってまいります。

○ **早期の事業再生に向けた支援**

当金庫は、お客様の早期の事業再生に向け、外部専門機関や中小企業再生支援協議会と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定の支援を実施してまいります。(23年9月末時点 早期再生支援先2先)

また、事案によって、債権放棄や会社分割による事業再生も他金融機関と連携しつつ、必要に応じて検討してまいります。

その際、宮城産業復興機構や(株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用検討や、D E Sなどの手法を研究し、お客様の財務基盤の強化に係る選択肢の拡大に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業再生にあたり、財務体質の改善により再生が可能と見込まれる場合には、信金中央金庫の子会社である信金キャピタル(株)が、平成 23 年 12 月に組成した復興支援ファンド「しんきんの絆」やD D Sの取扱いについても検討してまいります。

○ 事業承継に対する支援の強化

東日本大震災を契機に事業意欲の減退による廃業も生じており、このままでは地域経済の担い手を失い、地域の衰退に歯止めがかからない状況に陥りかねない状況にあります。

当金庫は、こうした事業承継のニーズに十分に応えることにより地域経済の衰退を食い止めるべく、お客様の事業承継に関する課題解決に向け、本部・営業店が一体となってお客様の状況の把握に努めてまいりますとともに、事業承継に関するセミナーの実施やM&A等による事業承継および外部コンサルタントの活用を検討してまいります。

また、事業承継に伴う相続問題につきましても、今後、相談数の増加が予想されますことから、当金庫の相談対応も強化する必要があると考えており、税金相談会等においてご相談のあった先に対して、お客様の課題解決に向けた支援を行いますとともに、必要に応じて専門家の紹介などの支援を実施してまいります。

加えて、信用金庫業界におきましては、信金キャピタル(株)がM&Aの手法による事業承継の支援を実施しております。こうした業界の機能も必要に応じて活用し、態勢の強化に努めてまいります。

(ト) 二重ローン問題等の解消に向けた対応

被災地の復旧・復興のためには、企業活動の速やかな復旧や個人消費の回復が必要となってまいります。それには二重ローン問題の解消が大きな課題であると考えております。

当金庫は、外部機関との連携や専門家の協力・支援を仰ぎつつ、以下の施策について検討を進め、問題の解決に貢献してまいりたいと考えております。

○ 中小企業再生支援協議会の活用

被災した事業者の事業再生にあたり、中小企業再生支援協議会と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定の支援を実施してまいります。事業再生計画の策定にあたりましては、私的整理や会社分割など、適切な対応を併せて検討してまいります。

○ **資本性借入金等を活用したお客様の財務基盤の強化**

事業再生にあたり財務体質の改善により再生が可能と見込まれる場合、D D Sによる改善手法も有効であると考えられます。当金庫は、平成 23 年 11 月 22 日付で当局より「『資本性借入金』の積極的活用について」が公表され、金融検査マニュアルの運用の明確化が図られたことを踏まえ、D D Sの取扱いを検討してまいります。

このほか、D E Sや企業再生ファンドなどの手法も研究し、お客様の財務基盤の強化に係る選択肢の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○ **産業復興機構の活用**

宮城県において、二重ローン対策として「宮城産業復興機構」が設立されました。

当金庫は、被災の影響により経営に支障が生じ収益力に比して過大な債務を負っているものの、既往債権の買取り等により再生の可能性があると思込まれるお客様については、その活用を検討してまいります。

○ **㈱東日本大震災事業者再生支援機構の活用**

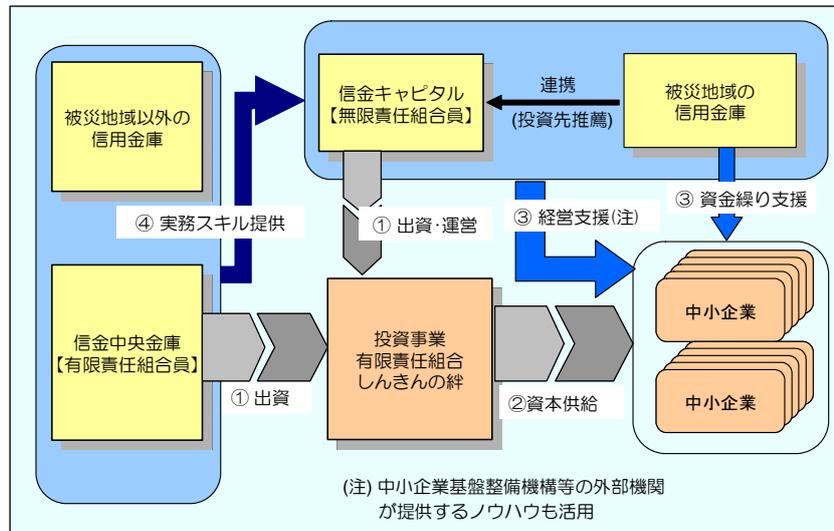
旧債務の整理または新事業の支援を通じて事業の再生を図ろうとする被災事業者の支援を目的として、「㈱東日本大震災事業者再生支援機構」が、平成 24 年 3 月 5 日に業務を開始することとしております。

当金庫は、被災地域における債権者等と協力して、被災されたお客様への活用を検討してまいります

○ **事業再生ファンドの活用**

復興支援ファンド「しんきんの絆」では、被災企業に対する資本性資金の提供に加え、信用金庫業界の強みであるネットワークを活用し、全国の信用金庫が有する企業再生の実務的なスキル・ノウハウの提供やお客様の紹介などの経営支援も期待できることから、当金庫としても、その利用につき必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

【図表 17】復興支援ファンド「しんさんの絆」のスキーム



○ 個人版私的整理ガイドラインにもとづく債務整理に係る対応

平成 23 年 8 月 22 日から、個人版私的整理ガイドラインによる債務の整理の申請が開始されております。

当金庫は、営業店にチラシを配備するとともに、管理課で営業店指導を行い、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」と連携を図りながら適切に対処してまいりたいと考えております。

(7) 外部機関との連携強化

当金庫は、産業復興相談センターに対して職員を派遣し、二重ローン問題への対応に向けた運営協力を行っております。

また、TKC東北会と「経営改善計画策定支援サービスに関する覚書」を平成 23 年 9 月 30 日に締結しており、中小企業経営者向けセミナーの開催や経営改善計画策定支援を行ってまいります。

(9) 信用金庫業界による被災地支援の取組み

○ 信用金庫業界による復興支援ボランティアの組織と受入れ

信用金庫業界では、東日本大震災からの復旧・復興にあたり、全国の信用金庫役職員からボランティアの申し出がありました。(社)全国信用金庫協会および信金中央金庫は、信用金庫役職員によるボランティア団体を組織し、ボランティア活動に参加する信用金庫役職員に対して、被災地の情報提供、災害ボランティアセンター等との事前調整および宿泊施設・現地交通手段の手配等のサポートを実施しております。当金庫の営業地区においても、この信用金庫業界によるボランティア支援を受け入れており、10 月末現在で 6 回、延べ 114 人となっております。当金庫は、被災地におけるボランティア

受入れにあたり、信金中央金庫と連携して円滑な受入れ対応のためのコーディネートを実施しております。

○ **信用金庫役職員による2千円募金の実施と義援金の被災地自治体への寄贈**

(社)全国信用金庫協会は、全国の信用金庫および関係団体等の役職員約12万人に呼びかけ、「東日本大震災2千円募金」を実施いたしました。

信用金庫業界の役職員から集められた募金総額は373百万円に上り、被災地域である石巻市に50百万円、東松島市に10百万円、牡鹿郡女川町に100百万円を寄贈いたしました。

(4) **その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策**

イ. **創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策**

(イ) **外部機関との連携強化**

当金庫は、営業店と法人営業室が連携し、新規創業や新事業開拓に対する支援の取組みを行ってまいりました。また、その取組みの中で、日本政策金融公庫や宮城県信用保証協会による融資制度や保証制度を取り扱うとともに、M&A仲介業務では信金キャピタル(株)および(株)日本M&Aセンター2社と協定を締結しております。今後も新しく設立した復興支援室も加え、公的機関等の諸制度を活用しつつ、お客様のご相談に対応してまいります。

また、省エネルギーと再生可能自然エネルギーの導入・普及に向けて、総合的なサービスを提供する会社として、地元企業と協調し当金庫も発起人となり、平成23年9月に「おひさま株式会社」を設立いたしました。当金庫は金融面での支援を行ってまいります。

(ロ) **ローン商品の拡充の検討等**

新規創業者向けの融資につきましては、これまで、公的制度による新規創業者等への諸支援を活用し、公的制度のみでは資金が不足するような場合には、プロパーの一般融資による支援を実施してまいりました。

今後におきましては、そうした場合に対応できる専用の融資商品も検討していく必要があると考えております。このため、新規創業時や新事業開拓時において必要とされる資金の特性などを調査研究のうえ、融資商品の開発に着手すべく検討を進めていきたいと考えております。

また、融資にとらわれない形での資金供給形態を検討する必要性が生じた場合には、信金キャピタル(株)などベンチャーキャピタル会社との連携や、東日本大震災復興関連では災害支援NGOによる産業復興支援基金等の活用も検討を進めてまいりたいと考えております。

ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

(イ) 経営改善支援の取組みの強化

お客様に対する経営相談や経営改善に向けた取組みへの支援につきましては、企業支援部企業支援課が中心となり、営業店と連携して進める先と営業店が主体となり進める先を営業店長と協議のうえ、支援取引先を特定して進めております（連携支援先 27 先、営業店主体支援先 84 先）。

連携支援先については、与信額 30 百万円以上を目途に各店舗の重要与信先および営業店からの要請先を支援先としております。企業支援課では、連携支援先の財務分析をメインとした実態調査を行い、営業店を介して経営改善に向けた提言、指導等を実施しているほか、実現可能性の高い経営改善計画策定の指導、支援を行い、必要に応じて実現性の検証のため直接支援先を訪問し指導しております。

また、営業店主体支援先については、与信額 30 百万円未満および営業店において定期的に業況確認ができる重要与信先を支援先としております。営業店では、支援先の財務分析、実態調査を行い、経営改善計画策定支援や支援先を定期的に訪問して経営改善へのアドバイスを実施し、進捗状況について面談フォローカードへ記録のうえ企業支援課へ報告をしております。企業支援課では、営業店と連携してお客様の計画達成に向けたサポートを行っております。

今後は、これまでの財務的な支援を中心とした内容にとどまらず、ビジネスマッチングやM&Aに関する情報提供支援、企業・大学を結び付けるコーディネート支援等も併用し、経営改善に向けた支援を実施してまいりたいと考えております。

(ロ) 専門家による相談会の開催

お客様の経営改善支援につきましては、当金庫のノウハウや経営資源のみで解決が困難なものもあることから、外部専門家のノウハウ等を活用していくことも必要であり、当金庫の顧問税理士による税務相談会等を行っているほか、TKC東北会と「経営改善計画策定支援サービスに関する覚書」を締結し、外部専門機関による中小企業経営者向けセミナーの開催や経営改善計画策定支援を行ってまいります。こうした場を活用し、お客様の支援につなげるとともに、専門家の有するノウハウやネットワークを活用してまいりたいと考えております。

ハ. 早期の事業再生に資する方策

お客様の早期の事業再生に向けて、外部専門機関や中小企業再生支援協議会と連携し、お客様の実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定の支援を実施し

てまいります。

また、必要に応じて、債権放棄や会社分割による事業再生も他金融機関と連携しつつ検討してまいります。

事業再生にあたり財務体質の改善により再生が可能と見込まれる場合、DDSによる改善手法も考えられます。当金庫は保証協会等外部機関と連携し、DDSの取扱いを検討してまいります。また、東日本大震災により被害を受けた債務者の二重ローン問題への対応として、再生の可能性があると判断される事業者については宮城産業復興機構および関東日本大震災事業者再生支援機構の活用も検討してまいります。

このほか、DESや企業再生ファンドなどの手法を研究し、お客様の財務基盤の強化に係る選択肢の拡大に努めてまいりたいと考えております。

二. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(イ) 事業承継に対する支援の強化

当金庫のお客様においても高齢化が進行しており、事業承継はお客様自身も解決すべき課題であると認識している中、後継者難などから廃業するお客様も見受けられます。

こうした中、東日本大震災を契機に事業意欲の減退による廃業も生じており、このままでは地域経済の担い手を失い、地域の衰退に歯止めがかからない状況に陥りかねない状況にあります。

当金庫は、こうした事業承継のニーズに十分に応えることにより地域経済の衰退を食い止めるべく、お客様の事業承継に関する課題解決に向け、本部・営業店が一体となってお客様の状況の把握に努めてまいりますとともに、事業承継に関するセミナーの実施やM&A等による事業承継および外部コンサルタントの活用を検討してまいります。

また、信用金庫業界におきましては、信金キャピタル(株)がM&Aの手法による事業承継の支援を実施しております。こうした業界の機能も必要に応じて活用し、態勢の強化に努めてまいります。

(ロ) 相続対策に係る相談対応の強化

事業承継に伴う相続問題につきましても、今後、相談数の増加が予想されまことから、当金庫の相談対応も強化する必要があると考えております。

具体的には、税金相談会等においてご相談のあった先に対して、本部・営業店が一体となり、必要に応じて専門家を紹介するなどお客様の課題解決に向けた支援を実施してまいります。

また、お客様が廃業を選択するような場合においては、関係当事者が納得できるように、十分な説明を行ってまいります。

5. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項

(1) 優先出資の金額・内容

当金庫は、以下の内容の優先出資を発行し、信金中央金庫に引受を求めることとしております。

種類	社債型非累積的永久優先出資
申込期日(払込日)	平成 24 年 2 月 20 日 (月) (予定)
発行価額	1 口につき 50,000 円 (額面金額 1 口 500 円)
非資本組入額	1 口につき 25,000 円
発行総額	18,000 百万円
発行口数	360,000 口
配当率(発行価額に対する年配当率)	<p>預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト</p> <p>(平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。)</p> <p>ただし、日本円 TIBOR (12 ヶ月物) または 8%のうちいずれか低い方を上限とする。</p>
累積条項	非累積
参加条項	非参加
残余財産の分配	<p>残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。</p> <p>イ 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。</p> <p>ロ 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。)</p> <p>ハ 前イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。</p> <p>ニ 残余財産の額が前イおよびロの規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。</p>

(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法

イ. 必要資本額の根拠

平成 23 年 3 月末の当金庫の自己資本比率は 10.91%と、国内基準である 4%を上回っており、健全性の面で懸念はないものと認識しております。

しかしながら、当金庫の主な事業区域である宮城県石巻市、東松島市および牡鹿郡女川町では、東日本大震災により多くの企業、事業者および個人の皆様が被災し、当金庫と与信取引のあるお客様においてもその多くに被害が発生しております。また、当金庫自身におきましても 12 店舗中 2 店舗が未だ閉鎖中であり、その他の店舗も東日本大震災の影響を大きく受けております。

当金庫は、現時点で 2,209 先のお客様が東日本大震災の影響を受けたものと認識しており、当該先への与信残高は 312 億円に達しておりますが、これらの中には、影響が軽微な先や東日本大震災の影響を受けつつも既に事業を再開し業績が回復途上にある先を含む一方、事業休止中の先や再建に取り組み始めて間もない先も含んでおります。また、住宅ローンなど個人向け与信につきましては、今後の雇用環境の回復や地域の復興計画の進展などに大きく左右されるものと考えられます。

このため、被災債権については、地域経済が復興を遂げていく過程では、潜在的な信用リスクが顕在化するおそれもあり、かつ、復興に向けた動きが緒に就いたばかりの現段階において、その方向性を見定めることは極めて困難であることから、当金庫の財務に与える影響も見通し難いものと考えております。

また、当金庫は、被災したお客様の事業再建や生活基盤の立直しのため、金融支援による下支えを続ける必要があると同時に、復興に向けた資金需要にも積極的に応じていくことが、地域の金融機関としての責務であると考えております。

こうしたことから、今後、当金庫が地域経済の復興および活性化のため円滑な金融仲介機能を発揮していくためには、予防的に自己資本を増強する必要があると考えております。

そのためには、現時点で把握している 312 億円の被災債権のほか、調査未了となっている債権 62 億円について、保全状況も踏まえ、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても十分な額の自己資本を確保できるよう、優先出資 180 億円の発行による資本支援を求めることといたしました。

なお、当金庫は、経営強化計画策定時までに把握した状況をもとに約 23 億円の不良債権処理を想定し、平成 24 年 3 月期決算について以下の見通しを立てておりますが、今般の資本増強により、同期の純資産額は 210 億円程度まで増加する見込みであり、東日本大震災からの復興需要にも十分耐えうる財務基盤の充実強化を図ることができると考えております。

- コア業務純益 6 億円程度
- 業務純益 2 億円程度

- 経常利益 ▲21 億円程度
- 当期純利益 ▲25 億円程度

ロ. 当該自己資本の活用方針

当金庫は、今般の資本増強によって、財務基盤の充実強化を図り、東日本大震災で被災されたお客様をはじめとする地域の中小規模の事業者等に対して、様々な取組みの実践が可能となります。

今後は、経営強化計画を着実に実行していくことにより、被災の影響を大きく受けた地域の協同組織金融機関として、一日も早い地域の復旧・復興および地域経済の活性化に貢献してまいります。

6. 剰余金の処分の方針

当金庫は、地域のお客様から出資を受入れ事業を行う協同組織金融機関として、これまで事業によって生じた剰余金につきましては、内部留保の充実に努めるとともに、普通出資への安定的な配当を維持することを基本方針としてまいりました。

今般の資本増強により、経営強化計画に掲げる諸施策への一層の取組みが可能となり、当金庫は、地域の復旧・復興および地域経済の活性化に取り組むとともに、復旧・復興を通じ、収益確保に努めてまいりたいと考えております。

当金庫といたしましては、将来にわたって安定した配当を実施・継続できるよう取り組むとともに、内部留保の蓄積に努め、優先出資の返済を目指してまいりたいと考えております。

7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制および今後の方針

当金庫は、意思決定機関として理事会を設置し、また、日常の業務執行に係る機関として常勤理事全員を構成員とする常勤理事会を設置しております。

また、当金庫は、「内部管理基本方針」を定めて全役職員に徹底し、業務の健全性・適切性の確保に努めるとともに、継続的に見直しを進め、適切なものとなるよう努めております。

経営強化計画につきましては、理事会において決定し、常勤理事会においてその実施状況を管理することとしております。

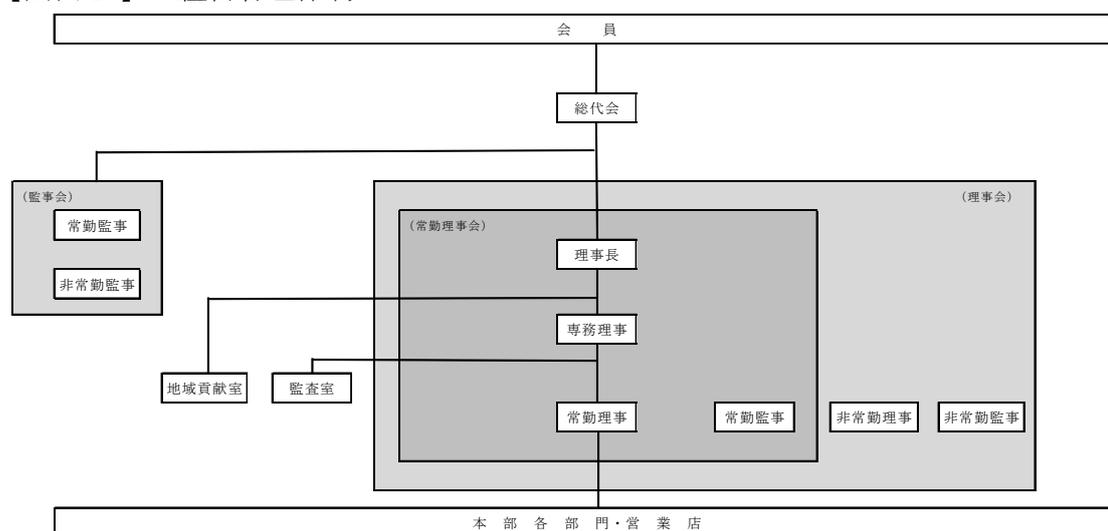
常勤理事会におきましては、実施状況の確認とその評価を実施するとともに、取組みに関して十分でないと認められる場合はその要因の分析と対応策の立案を理事会に報告し、各部門に指示することとしております。

理事会、常勤理事会をはじめ経営上重要な各種の委員会におきましては、適切に

記録を保存し、理事の業務執行に係る責任を明確にしております。

経営強化計画の実践にあたりましては、常勤理事会を主体にPDCAサイクルを進めていくこととなりますが、その最高責任者である理事長および理事長の補佐を行う常勤理事が責任をもって推進していくこととしております。

【図表 18】 経営管理体制



(2) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針

イ. 監事会

当金庫は、常勤監事に加え、信用金庫法にもとづき員外監事（1名）を選任し、監事会を開催しております。

監事は、理事の業務執行における法令・定款等の遵守、善管注意義務、忠実義務の監視のため、重要書類等の閲覧および理事会をはじめとする重要な会議への出席を通じ、必要に応じて、経営課題の検討、解決に向けた意見を述べております。

また、監事は、内部監査部署である監査室と連携を図り、内部統制システム機能の有効性を検証し、業務監査・期末監査結果として理事会に報告しております。

ロ. 内部監査体制

監査室は、他部門からの独立性を確保するため、十分な権限を与える等、態勢整備に留意しております。

また、各部門（営業店を含む。以下同じ。）の内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢およびリスク管理態勢等を監査し、その有効性を評価しております。

ハ. 今後の方針

監事は、理事会等への出席を通じ、経営強化計画の実施状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べるなど、同計画に掲げる施策の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

また、監査室においては、各施策の主管部署に係る業務執行態勢を監査し、理事会に報告することで経営強化計画に掲げる施策の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針

当金庫は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、ALM委員会に加えリスク管理委員会を設置し、多様化するリスクの正確な把握と管理を行うことで、経営の健全性向上と収益の安定的な確保に努めております。

イ. 信用リスク管理

当金庫は、統合的リスク管理規程を定め、審査および与信管理については審査部審査課、問題債権管理については管理部管理課を主管部署として、信用リスク管理を行っております。

当金庫のお客様である中小零細事業者は、自己資本が弱く財務体質が脆弱であり、外部環境の変化に影響を受けやすい構造的問題を含んでおり、大企業と比較して倒産、廃業が発生する頻度が高い傾向にあります。このため、当金庫では、当該特性を踏まえクレジットポリシーを制定しております。

信用金庫は、法令にもとづく大口与信供与規制を受けておりますが、当金庫では法令上の上限にとどまらず、与信額の限度を1社当たり（ただし、債務会社の代表者、親会社、子会社等の関連先を含める）5億円と定めて運用しているほか、新規・増額1億円以上、担保・保証に拠らない30百万以上の与信は、常勤理事を構成員とする事前協議審査会にて個別に協議しており、さらに、貸出金合計額2億円超の大口与信先は、取引状況等を常勤理事会に定期的に報告して管理しております。

また、当金庫は、与信審査に信用格付制度を導入しております。法人先は全取引先に対して信用格付を付与し、融資審査の判断材料としております。個人事業者など信用格付を付与していない先については、財務面および代表者の資質等定性的な要因を十分に踏まえ、実態を把握のうえ総合的に判断を行っております。

長期延滞債権などの不良債権については、営業店から本部に移管のうえ、競売等による担保不動産の処分やサービサーを利用するなどして回収を図っております。また、営業店における延滞管理については、管理課より、長期延滞にならないよう、管理、指導しております。

このほか、与信リスクの低減を図るため、経営改善支援による債務者区分のラン

クアップに取り組んでおります。審査管理部門内に企業支援部企業支援課を配置し、営業店指導や営業店担当者を介して、財務改善のアドバイスや改善計画の進捗状況について債務者との交渉を実施しております。

一方で、業況が不調で実質的に廃業となったお客様など回収が滞っている先については、営業店で十分な現状調査を行い、不動産担保先については回収計画を立てたうえで任意売却、競売等担保処分を実施し、償却、債権譲渡などオフバランス化を行っております。

今後、担保価値の低下や債務者の業績悪化、廃業等により信用リスクが顕在化する可能性があります。債務者の実態を踏まえ適切に資産の自己査定を実施し、必要な償却引当を実施してまいります。また、不良債権化した貸出債権につきましては、事業の再生可能性を十分に協議・検討したうえで、適切に処理を進めてまいります。

ロ. 市場リスク管理

当金庫は、統合的リスク管理規程を定め、総合企画部を主管部署として、市場リスク管理を行っております。貸出以外の資金については安全性が高く流動性を確保した運用をすることを基本方針として、信金中央金庫を主要預入先とする預け金による運用を主体とし、近年は、預貸率の長期的な低迷から有価証券運用への依存度が高まっております。このため、市場金利の変動など外部環境の変化により想定外の損益が発生することもあることから、資産・負債の総合管理により資金の調達・運用等にもとない発生するリスク等の管理をALMによって行っております。

当金庫は、そのための組織として常勤理事を構成員とするALM委員会およびリスク管理を担当する課長を構成員とするリスク管理委員会を設置しております。

市場リスク管理については、ALM委員会において市場リスクの状況をモニタリングしており、検討された方針にもとづき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、検討された方針が実施されているかを管理しております。

また、有価証券投資におきましては、安全性を重視するため、購入対象を一定以上の外部格付を有する発行体に限定していることに加えて、1投資対象先あたりの投資限度額を定めて運用しております。

さらに、市場環境の変動によって、時価が大きく減少した有価証券については、「有価証券の区分に関する規程」に従って減損処理を実施しているほか、急激に信用状態が悪化するなどして、価格下落が生じた銘柄につきましてはロスカット基準にもとづき総合企画課から常勤理事会へ報告し、常勤理事会にて売却の検討を行うこととしております。

今後は、有価証券投資の依存度が高まっていることを鑑み、市場リスク管理の高度化・適切化に向けて、研修への参加や信金中央金庫の支援を通じ、人材育成を進

めることとします。

ハ. 流動性リスク管理

当金庫は、流動性リスクについて規程を定め、総合企画部を主管部署とし、流動性リスク管理を実施しております。また、短期間で資金化が可能な資産を一定水準以上保有することを、投資方針で明記しております。

また、主な調達手段である預金の流出状況を踏まえ、資金繰り逼迫度に応じた調達手段と流動性準備の確保に係る対処方法を総合企画部が策定しております。

今後、復興に向けて企業活動が活発化し、個人の被災者の生活再建に向けた動きが本格化していくに従って、預金が漸次減少する一方、貸出金が増加していくことが想定されます。

このため、突発的な預金の支払いや貸出金需要が大きく発生した場合であっても、資金繰りに窮することがないように、日次の資金繰りを総合企画部および現金の統括部署である総務部で把握することにより、適切に流動性を管理していくこととします。

ニ. その他リスク管理

当金庫は、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスクおよびその他オペレーショナル・リスク（風評リスク）として、各々管理方針および管理部署を定め、適切な管理に務めております。

また、総合リスク管理関連規程において、リーガル等チェック基準、金融商品取引法の広告等に関する規定、利益相反管理方針を定め、リスク管理委員会を管理部門としております。

今後においても、引き続きリスク管理委員会を定期的を開催し、各種リスクの状況を報告することでリスク管理担当部署が情報を共有し、適切な管理に努めてまいります。

(イ) 事務リスク

当金庫は、役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等についてその発生を未然に防止するため、各業務を遂行するうえの内部管理手続等を網羅的に定める体制を構築し、当該手続の遵守および相互牽制機能により厳正な事務管理に努めております。

担当部署は事務リスクを総合的に管理し、事務リスク管理の機能を十分に発揮できる体制を整備し、事務水準の向上や適正化に努めるとともに、必要に応じ事務指導を実施しております。

監査部門は、本部・営業店に対し検査を定期的実施し、規程・要領等の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢が確実

に機能しているかを検査し、事務の正確性維持および事故防止を図っております。

(ロ) システムリスク

当金庫は、コンピュータシステムの不正使用、システム誤作動、システムダウン等を防止するため、規程・マニュアルを制定し管理態勢を整備するとともに、情報の漏洩、紛失等により当金庫が損失を被るリスクを回避するため、システムリスク管理部門において情報資産の適切な保護に努めております。

セキュリティ管理は、統括責任者を設置しサーバーシステム管理態勢を整備することで、セキュリティとアクセスコントロールの統括管理を実施しております。

また、災害発生時における対応について、コンティンジェンシープランにおいて、影響を最小限となるよう対応策を策定しております。

(ハ) その他オペレーショナル・リスク

(風評リスク)

当金庫は、当金庫の評判が悪化し、会員・顧客等関係者の当金庫に対するイメージと信用の失墜から、経営上重大な有形無形の損失が発生する危険を回避するため、管理要領を定めて風評リスクに関する管理態勢を構築し、評判の状況把握、悪化防止およびその維持向上を図っております。

また、風評リスクの管理部門を設け、風評リスクの予防策に取り組んでおります。

(管理指標に関する報告)

お客様からの苦情の受付状況などは、その他オペレーショナル・リスク管理指標として、ALM委員会、常勤理事会、理事会へ毎月報告する体制となっております。

(ニ) リーガル等チェック基準

当金庫は、業務全般のリーガル等チェックに関し、顧客保護管理態勢の強化を図る目的で、所管部署からの起案等にもとづきリーガル等チェックを実施しております。

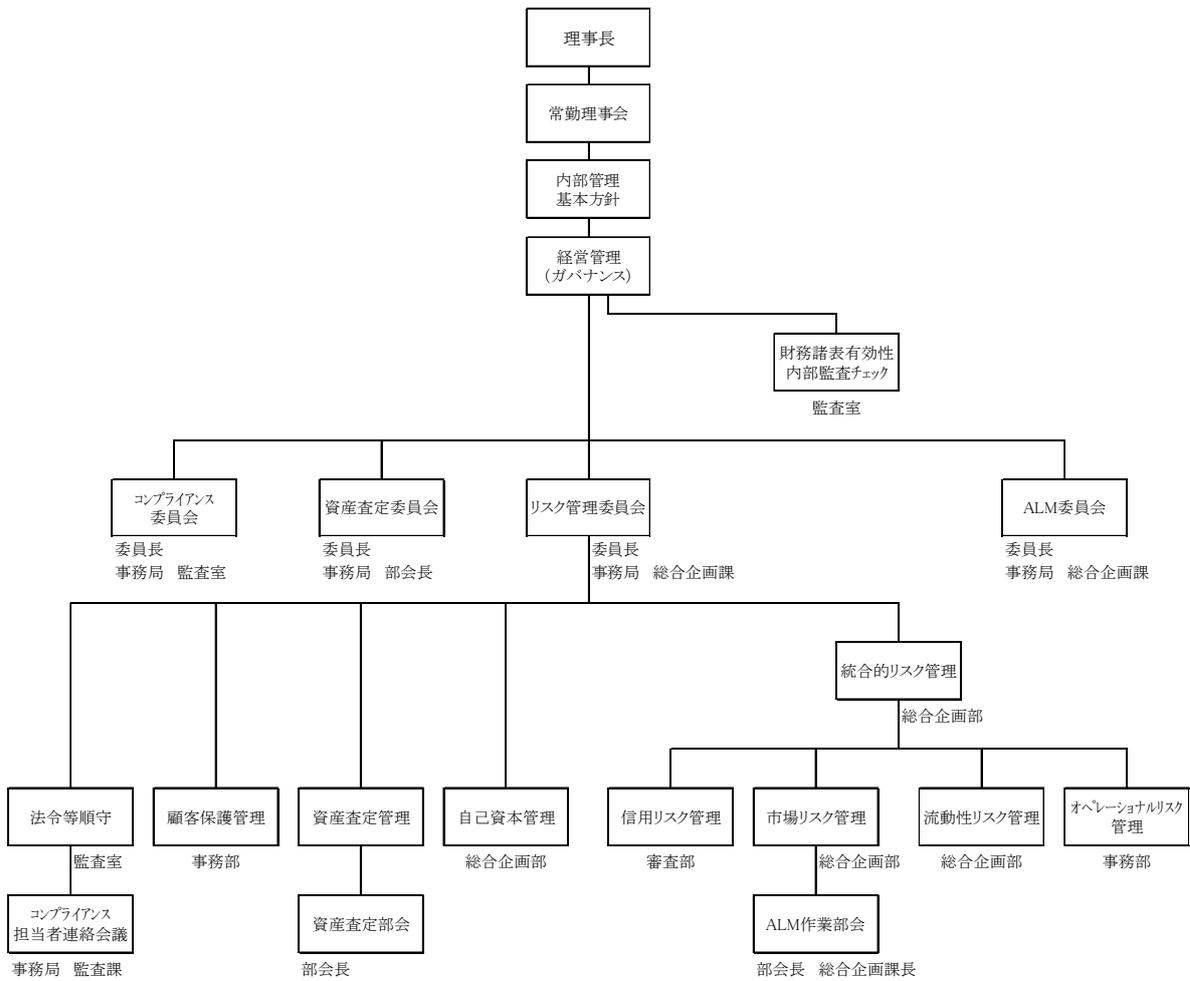
(ホ) 金融商品取引法の広告等に関する規定

当金庫は、当金庫が取扱う金融商品取引法の適用を受ける金融商品の広告等に関し、基本事項を定め、広告等の適正化を資する目的で広告等の審査を行っております。

(ハ) 利益相反管理方針

当金庫は、利益相反のおそれがある取引を管理するための方針を定め、適切に利益相反管理を行っております。

【図表 19】 リスク管理体制



以上

内閣府令附則第18条第1項第2号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等および剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産および損益の状況を知ることのできる書類

貸借対照表

石巻信用金庫
(単位:百万円)

第84期末 平成23年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	2,824	預金	124,254
預け入金	30,071	当座預金	1,408
買入手形	-	普通預金	48,627
コールローン	-	貯蓄預金	980
買現先勤定	-	通知預金	-
債券借取引支払保証金	-	定期預金	65,821
買入金銭債	220	定期積	6,893
金銭の信託	699	その他の預金	523
商品有価証券	-	譲渡性預金	-
商品国債	-	借入金	-
商品地方債	-	借入金	-
商品政府保証債	-	当座借越	-
その他の商品有価証券	-	再割引手形	-
有価証券	35,544	売渡手形	-
国債	7,216	コールマネー	-
地方債	7,580	買現先勤定	-
短期社債	-	債券借取引受入担保金	-
社債	17,321	コマニシャル・ペーパー	-
株式	284	外国為替	-
その他の証券	3,141	外国他店預り	-
貸出金	60,469	外国他店借	-
割引手形	448	売渡外国為替	-
手形貸付	6,364	未払外国為替	-
証書貸付	50,253	その他の負債	569
当座貸越	3,403	未決済為替借	153
外国為替	-	未払費用	149
外国他店預け	-	給付補てん備金	59
外国他店貸	-	未払法人税等	84
買入外国為替	-	前受収益	49
取立外国為替	-	払戻未済金	9
その他の資産	1,229	払戻未済持分	-
未決済為替貸	244	職員預り金	24
信金中金出資金	407	先物取引受入証拠金	-
前払費用	-	先物取引差金勘定	-
未収収益	262	借入商品債券	-
先物取引差入証拠金	-	借入有価証券	-
先物取引差金勘定	-	売付商品債券	-
保管有価証券等	-	売付債券	-
金融派生商品	-	金融派生商品	-
その他の資産	315	リース債務	-
有形固定資産	1,208	資産除去債務	-
建物	361	その他の負債	34
土地	769	賞与引当金	83
リース資産	-	役員賞与引当金	-
建設仮勘定	-	退職給付引当金	194
その他の有形固定資産	78	役員退職慰労引当金	91
無形固定資産	26	偶発損失引当金	15
ソフトウェア	3	睡眠預金払戻損失引当金	2
のれん	-	東日本大震災復旧引当金	89
リース資産	-	特別法上の引当金	-
その他の無形固定資産	23	金融商品取引責任準備金	-
繰延税金資産	-	繰延税金負債	12
再評価に係る繰延税金資産	-	再評価に係る繰延税金負債	-
債務保証見返	555	債務保証	555
貸倒引当金	1,486	負債の部合計	125,868
(うち個別貸倒引当金)	1,212	(純資産の部)	
買入金銭債権評価引当金	42	出資	710
		普通出資金	710
		優先出資金	-
		優先出資申込証拠金	-
		資本剰余金	-
		資本準備金	-
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	4,718
		利益準備金	715
		その他利益剰余金	4,003
		特別積立金	4,183
		当期末処理損失金	179
		処分未済持分	4
		自己優先出資	-
		自己優先出資申込証拠金	-
		会員勘定合計	5,424
		その他有価証券評価差額金	28
		繰延ヘッジ損益	-
		土地再評価差額金	-
		評価・換算差額等合計	28
		純資産の部合計	5,453
資産の部合計	131,322	負債及び純資産の部合計	131,322

《貸借対照表の注記》

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2．と同じ方法により行っております。

4．有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～60年
動産	2年～20年

5．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,573百万円であります。

(追加情報)

東日本大震災の影響により、一時的に連絡が取れない、あるいはその実態把握または担保物件の再評価・実査が著しく困難な債務者が多数おります。そのような債務者に係る債権については、期末日までに把握している情報を用いて自己査定を行っております。また、一時的に再評価・実査が困難な担保物件は、期末日までに把握している評価額で査定を行っております。

8．買入金銭債権評価引当金は、買入金銭債権（年金福祉協会に対する「信託受益権」）の損失に備えるため、貸倒引当金と同様の方法により算定した予想損失額を引き当てております。

9．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異（416百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

11．当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)

年金資産の額	1,352,356百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,623,781百万円
差引額	271,424百万円
制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成22年3月分)	0.0579%

補足説明

上記の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高271,424百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等償却であります。

12．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末までの要支給額を計上しております。

13．睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

14．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15．東日本大震災復旧引当金は、平成23年3月11日の「東日本大震災」により被災した店舗の修繕に備えるため、将来の修繕に係る支払見込額を計上しております。

16．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

17．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額490百万円

18. 子会社等の株式又は出資金の総額 4 百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 926 百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 366 百万円、延滞債権額は 2,910 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額はございません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は 34 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 3,312 百万円であります。

なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 448 百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 102 百万円

預け金 0 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金 3,000 百万円を差し入れております。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は 50 百万円であります。

当金庫債務保証の金額 50 百万円については、債務保証見返と債務保証を全額控除しております。

27. 出資 1 口当たりの純資産額 3,862 円 52 銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当金庫は、融資権限規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、ALM委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

()金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程において、リスク管理方法を明記しており、ALM委員会において検討された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

()為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

()価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

()市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」の金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクについて市場リスク量をそれぞれVaRにより月次で計測しており、「貸出金」については信用VaRを月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の「有価証券」のVaRは共分散行列法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出、「貸出金」の信用VaRはSDB(信金データベース)のデフォルト確率(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間3年、相関係数0.3)により算出しており、平成23年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫のリスク量(損失額の推

計値)は、全体で2,748百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金・積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29.平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計 上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 預け金 (*1)	30,071	30,370	298
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,125	9,329	204
その他有価証券	26,401	26,401	-
(3) 貸出金 (*1)	60,469		
貸倒引当金 (*2)	1,486		
	58,983	61,796	2,813
金融資産計	124,581	127,898	3,316
(1) 預金積金 (*1)	124,254	124,309	54
金融負債計	124,254	124,309	54

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づき、元利金の合計額を市場金利(LIBOR)で割り引いた価額により算出しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の ~ の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸

倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR）で割り引いた価額。

金融負債

（１）預金積金

要求性預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価格）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR）を用いております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式(*1)	4
非上場株式(*1)	13
合 計	17

(*1) 子会社、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

30．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下31．まで同様であります。

・満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	261	270	9
	地方債	899	954	54
	社債	6,067	6,351	284
	その他	500	502	2
	小 計	7,728	8,079	351
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	1,396	1,250	146
	小 計	1,396	1,250	146
合 計		9,125	9,329	204

・その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7	7	0
	債券	18,277	17,963	314
	国債	5,769	5,686	83
	地方債	4,057	3,984	73
	社債	8,450	8,291	158
	その他	40	33	7
	小 計	18,326	18,003	323

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	258	352	93
	債券	6,613	6,686	73
	国債	1,186	1,199	12
	地方債	2,622	2,652	30
	社債	2,804	2,834	30
	その他	1,203	1,318	114
	小計	8,075	8,357	281
合計	26,401	26,360	41	

3 1 . 当事業年度中に売却したその他有価証券

種 類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	1,787	99	11
国債	-	-	-
地方債	319	19	-
社債	1,468	80	11
その他	-	-	-
合計	1,787	99	11

3 2 . 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式 90 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、実質価格と取得原価(又は償却原価)との差額が 50%以上の銘柄を減損処理することとし、30%超～50%未満の下落の場合は回復の可能性を検証し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものを減損処理しております。

3 3 . 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの (百万円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	699	717	17	18	0

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれの「差額」の内訳であります。

3 4 . 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,820 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 7,611 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行

残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	780 百万円
退職給付引当金	60 百万円
役員退職慰労引当金	28 百万円
東日本大震災復旧引当金	27 百万円
減価償却超過額	26 百万円
賞与引当金	25 百万円
有価証券償却	11 百万円
その他	28 百万円
繰延税金資産小計	989 百万円
評価性引当額	989 百万円
繰延税金資産合計	百万円
繰延税金負債合計	12 百万円
その他有価証券評価差額金	12 百万円
繰延税金負債の純額	12 百万円

36. (会計方針の変更)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は0百万円減少し、税引前当期純損失は2百万円増加しております。

損益計算書

第84期 (平成22年4月1日から平成23年3月31日)

石巻信用金庫
(単位:千円)

科 目	金 額	額
経常収益		2,765,142
資金運用収益	2,363,625	
貸出金利息	1,693,620	
預け金利息	202,304	
買入手形利息	-	
コールローン利息	-	
買現先利息	-	
債券貸借取引受入利息	-	
有価証券利息配当金	449,879	
金利スワップ受入利息	-	
その他の受入利息	17,821	
役員取引等収益	278,243	
受入為替手数料	105,467	
その他の役員収益	172,776	
その他業務収益	109,325	
外国為替売買益	-	
商品有価証券売買益	-	
国債等債券売却益	99,546	
国債等債券償還益	231	
金融派生商品収益	-	
その他の業務収益	9,547	
その他経常収益	13,947	
株式等売却益	-	
金銭の信託運用益	8,037	
その他の経常収益	5,910	
経常費用		2,336,487
資金調達費用	157,566	
預金利息	133,673	
給付補てん備金繰入額	23,772	
譲渡性預金利息	-	
借入金利息	-	
売渡手形利息	-	
コールマネー利息	-	
売現先利息	-	
債券貸借取引支払利息	-	
コマーシャル・ペーパー利息	-	
金利スワップ支払利息	-	
その他の支払利息	120	
役員取引等費用	198,236	
支払為替手数料	29,356	
その他の役員費用	168,879	
その他業務費用	21,306	
外国為替売買損	210	
商品有価証券売買損	-	
国債等債券売却損	11,052	
国債等債券償還損	8,499	
国債等債券償却	-	
金融派生商品費用	-	
その他の業務費用	1,544	
経費	1,594,545	
人件費	987,164	
物件費	577,964	
税	29,416	
その他経常費用	364,832	
貸倒引当金繰入額	174,462	
貸出金償却	73,567	
株式等売却損	-	
株式等償却	90,476	
金銭の信託運用損	-	
その他資産償却	127	
その他の経常費用	26,197	
経常利益		428,654

(単位:千円)

科 目	金 額
特 別 利 益	22,704
固 定 資 産 処 分 益	140
負 の の れ ん 発 生 益	-
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-
償 却 債 権 取 立 益	14,527
金融商品取引責任準備金取崩額	-
そ の 他 の 特 別 利 益	8,036
特 別 損 失	540,664
固 定 資 産 処 分 損	-
減 損 損 失	-
金融商品取引責任準備金繰入額	-
そ の 他 の 特 別 損 失	540,664
税 引 前 当 期 純 損 失	89,305
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	88,078
法 人 税 等 調 整 額	535,686
法 人 税 等 合 計	623,765
当 期 純 損 失	713,070
前 期 繰 越 金	533,714
当 期 未 処 理 損 失 金	179,355

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 286千円
子会社との取引による費用総額 38,400千円

3. 出資1口当たり当期純損失金額 503円1銭

4. 「その他経常収益」は、睡眠預金益金計上額5,280千円、貸出債権売却益630千円

5. 「その他の経常費用」には、買入金銭債権評価引当金繰入額16,896千円および信用保証協会の責任共有制度の負担金見積金額である7,804千円を含んでおります。

6. 「その他の特別利益」の内訳は、偶発損失引当金戻入超過額7,638千円、および睡眠預金払戻損失引当金戻入超過額397千円であります。

7. 「その他の特別損失」は、東日本大震災関連で538,435千円、資産除去債務2,228千円
東日本大震災関連の内訳

一般貸倒引当金繰入額	208,078千円
震災による営業店舗被災による動・不動産の除却	141,728千円
東日本大震災復旧引当金繰入	89,890千円
震災による現金等流出による損失	79,837千円
金庫役職員に支払った災害見舞金	18,900千円

剰余金処分計算書

第84期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

石巻信用金庫
(単位:円)

科 目	金 額
未 処 分 剰 余 金	325,253,542
当 期 未 処 理 損 失 金	179,355,958
特 別 積 立 金 取 崩 額	500,000,000
利 益 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	4,609,500
剰 余 金 処 分 額	14,124,453
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (年 2%)	14,124,453
優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金 (年 %)	-
事 業 の 利 用 分 量 に 対 す る 配 当 金	-
特 別 積 立 金	-
次 期 繰 越 金	311,129,089

単体自己資本比率

平成23年3月31日
(単位:千円)

項目	当期末	前期末	項目	当期末	前期末
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	697,600	697,600
出資金	710,734	715,343	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
非累積的永久優先出資			告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	400,000	400,000
優先出資申込証拠金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
資本準備金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
その他資本剰余金			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
利益準備金	710,734	715,343	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化ワラント及び信用補充機能を持つL/Oストリップス(告示第247条を適用する場合を含む。)		
特別積立金	3,683,000	4,183,000	控除項目不算入額()	697,600	697,600
次期繰越金	311,129	533,714	(控除項目)計(D)	0	0
その他			自己資本額(C) - (D) (E)	5,684,564	6,237,578
処分未済持分()	4,793	4,719			
自己優先出資()			(リスク・アセット等)		
自己優先出資申込証拠金			資産(オン・バランス)項目	47,382,892	48,597,681
その他有価証券の評価差損()			オフ・バランス取引等項目	410,524	580,922
営業権相当額()			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,271,447	4,221,489
のれん相当額()			信用リスク・アセット調整額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額()			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額()			リスクアセット等計(F)	52,064,864	53,400,093
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()					
[基本的項目]計(A)	5,410,804	6,142,682			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金	273,759	94,896			
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等					
告示第14条第1項第3号に掲げるもの					
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの					
補完的項目不算入額()					
[補完的項目]計(B)	273,759	94,896	T i e r 1 比率(A/F)	10.39%	11.50%
自己資本総額(A)+(B)(C)	5,684,564	6,237,578	自己資本比率(E/F)	10.91%	11.68%

(注) 1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号。本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載すること。

2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。

3. 「その他有価証券の評価差損()」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。
千円

4. 本表において各種「不算入額()」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載すること。

5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額()」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載すること。

6. 「内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載すること。

7. 「内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載すること。但し、告示第150条第1号に定める額の0.3%を限度とする。

8. 「[補完的項目]計(B)」欄には、「自己資本総額(A)+(B)(C)」欄に算入した金額を記載すること。「(控除項目)計(D)」欄には、「控除項目不算入額()」欄を除いた金額を記載すること。

9. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。

10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。

11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。

千円

12. 信用リスクに関する記載:(標準的手法採用金庫=1、基礎的的内部格付手法採用金庫=2、先進的的内部格付手法採用金庫=3)

1

13. オペレーショナル・リスクに関する記載:(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

1

日計表
(資産・負債及び純資産)

石巻信用金庫・平成23年12月 月中平残

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	3,643,248,000	預 金	174,829,539,998
現 金	3,640,996,104	当 座 預 金	2,951,880,162
(うち小切手・手形)	25,952,400	普 通 預 金	94,198,985,421
外 国 通 貨	2,251,896	普 貯 蓄 預 金	1,374,706,138
預 け 金	88,101,266,860	通 知 預 金	41,612,903
預 け 金	88,101,266,860	別 段 預 金	554,240,533
(うち信金中預け金)	86,402,737,269	納 税 準 備 預 金	43,438,805
譲 渡 性 預 け 金		[小 計]	99,164,863,962
買 入 手 形		定 期 預 金	71,603,726,531
コ ー ル 口		[非 居 住 者 円 預 金]	4,080,949,505
買 入 先 勤 定 金		外 貨 預 金	75,664,676,036
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		[譲 渡 性 預 金]	10,000,000,000
買 入 金 銭 債 権	687,817,571	借 入	10,000,000,000
商 品 有 価 証 券	699,775,123	再 割 引 手 形	
商 品 有 価 証 券		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ	
商 品 有 価 証 券	39,492,087,725	売 入 先 勤 定 金	
地 方 債 権	7,455,216,964	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
短 期 社 債	9,264,942,178	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ	
(公 社 団 債)	18,256,910,886	外 国 他 店 預 借	
(金 融 債)	10,424,513,895	外 国 他 店 預 借	
(そ の 他 社 債)	1,416,129,032	売 渡 外 国 為 替	
株 貸 付 信 託 式	376,870,271	未 払 外 国 為 替	
投 資 信 託 式	636,762,723	そ の 他 負 債	516,019,340
外 国 債 権	3,501,384,703	未 決 済 為 替	36,922,378
そ の 他 の 証 券	57,743,717,085	未 払 配 当 費	149,291,219
(うち金融機関貸付金)	450,000,000	未 給 付 補 て ん 備 金	13,582,506
割 引 手 形	345,683,592	未 前 払 受 法 人 取 益	
手 形 貸 付	4,911,750,149	未 前 払 諸 税	2,412,200
証 当 書 座	50,506,172,887	未 払 配 当 金	20,568,686
外 国 為 替	1,980,110,457	払 戻 未 済 持 分	13,900,967
外 国 他 店 預 け		全 信 不 動 産 未 払 割 賦 金	
外 国 他 店 預 け		職 員 預 り 金	25,312,025
買 入 外 国 為 替		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
取 立 外 国 為 替		先 物 取 引 差 金 勘 定	
そ の 他 の 資 産	1,191,578,320	借 入 商 品 債 券	
未 決 済 為 替	21,024,617	借 入 有 価 証 券	
金 中 出 資 金	407,100,000	売 付 商 品 債 券	
そ の 他 の 出 資 金	4,430,000	金 融 派 生 商 品	
前 払 収 入 費 用	262,827,150	リ ー ス 債 務	4,136,118
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		資 産 除 去 債 務	249,893,241
先 物 取 引 差 金 勘 定		仮 受 の 他 の 負 債	
保 管 有 価 証 券 等		本 支 店 勘 定	
金 融 派 生 商 品	496,083,533	代 理 支 業 務 勘 定	11,134,786
仮 受 の 他 の 資 産	113,020	賞 与 引 当 金	83,518,395
本 支 店 勘 定	1,460,133,456	役 員 賞 与 引 当 金	
有 形 固 定 資 産	395,649,164	退 職 給 付 引 当 金	111,862,920
建 物 地 産 産	769,410,299	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	91,000,000
土 一 入 資 産 産		そ の 他 の 引 当 金	18,071,929
建 設 仮 勘 定		特 別 法 上 の 引 当 金	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	295,073,993	繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産	27,811,524	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,411,083	負 務 保 証	650,169,726
の れ ば 人 産 産		負 債 債 務 計	186,311,317,094
リ ー ス 資 産 産	23,400,441	純 資 産	5,399,155,541
繰 延 税 金 資 産 産		出 資 金	696,833,032
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		普 通 出 資 金	696,833,032
債 務 保 証 見 返 金	650,169,726	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
貸 倒 引 当 金	1,486,748,282	資 本 剰 余 金	
(うち個別貸倒引当金)	1,212,988,323	資 本 準 備 金	
そ の 他 の 引 当 金	42,527,575	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,704,863,089
		利 益 剰 余 金	710,734,000
		利 益 準 備 金	3,994,129,089
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,683,000,000
		特 別 積 立 金	311,129,089
		繰 越 金	
		未 処 分 剰 余 金	2,540,580
		処 分 未 済 持 分	
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 へ ッ ジ 損 益	
		繰 上 再 評 価 差 額 金	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		負 債 及 び 純 資 産 計	191,710,472,635
		期 中 損 益	457,856,898
合 計	192,168,329,533	合 計	192,168,329,533

日計表
(損益勘定)

石巻信用金庫・平成23年12月末現在

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	79,047,882	貸 出 金 利 息	1,106,596,589
預 付 補 て ん 備 金 繰 入 息	70,960,573	(うち金融機関貸付金利息)	(9,116,120)
譲 渡 性 預 金 利 息	8,087,309	貸 付 金 利 息	1,099,475,596
借 用 金 利 息		手 形 割 引 料	7,120,993
借 入 金 利 息		預 け 金 利 息	165,100,292
当 座 貸 越 利 息		譲 渡 性 預 け 金 利 息	165,100,292
再 割 引 料		買 入 手 形 利 息	
売 渡 手 形 利 息		コ ー ル ロ ー ン 利 息	
コ ー ル マ ネ ー 利 息		買 現 先 利 息	
売 現 先 利 息		債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息		有 価 証 券 利 息 配 当 金	308,765,003
コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー 利 息		金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息		そ の 他 の 受 入 利 息	19,103,394
そ の 他 の 支 払 利 息	57,559	(うち買入金銭債権利息)	(8,924,005)
人 件 費	594,339,739	役 務 取 引 等 収 益	212,487,739
報 酬 給 料 手 当	510,500,182	受 入 為 替 手 数 料	81,714,597
退 職 給 付 費 用	20,725,822	そ の 他 の 受 入 手 数 料	130,660,876
社 会 保 険 料 等	63,113,735	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	112,266
物 件 費	464,860,557	そ の 他 の 業 務 収 益	20,974,475
事 務 費	235,232,157	外 国 為 替 売 買 益	
固 定 資 産 費	113,225,503	外 国 通 貨 売 買 益	
事 業 費	34,464,286	金 品 売 買 益	
人 事 厚 生 費	29,476,111	商 品 有 価 証 券 売 買 益	
預 金 保 険 料	52,462,500	国 債 等 債 券 売 買 益	
有 形 固 定 資 産 償 却 損		国 債 等 債 券 償 還 益	90,928
無 形 固 定 資 産 償 却 損		有 価 証 券 貸 付 料	
税 金	20,106,385	金 融 派 生 商 品 収 益	
役 務 取 引 等 費 用	127,120,489	雑 益	20,883,547
支 払 為 替 手 形 料	23,701,264	臨 時 収 益	83,514,042
そ の 他 の 支 払 手 数 料	410,025	株 式 等 売 却 益	
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	103,009,200	金 銭 の 信 託 運 用 益	8,014,042
そ の 他 の 業 務 費 用	1,288,834	そ の 他 の 臨 時 収 益	75,500,000
外 国 為 替 売 買 損		特 別 利 益	630,960
外 国 通 貨 売 買 損		固 定 資 産 処 分 益	
金 品 有 価 証 券 売 買 損		の の れ ん 発 生 益	
国 債 等 債 券 売 買 損		償 却 債 権 取 立 益	630,960
国 債 等 債 券 償 還 損	210,855	そ の 他 の 特 別 利 益	
国 債 等 債 券 償 却 損		引 当 金 戻 入 等	
有 価 証 券 借 入 料		一 般 貸 倒 引 当 金 戻 入	
金 融 派 生 商 品 費 用		個 別 貸 倒 引 当 金 戻 入	
雑 損	1,077,979	賞 与 引 当 金 戻 入	
臨 時 費 用	152,941,557	役 員 賞 与 引 当 金 戻 入	
貸 出 金 償 却 損		役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 戻 入	
株 式 等 売 却 損		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	
株 式 等 償 却 損		そ の 他 の 引 当 金 戻 入	
金 銭 の 信 託 運 用 損		目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	
そ の 他 の 資 産 償 却 損		そ の 他	
退 職 給 付 費 用	875,000	法 人 税 等 調 整 額	
そ の 他 の 臨 時 費 用	152,066,557	利 益	1,917,172,494
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損			
減 損			
そ の 他 の 特 別 損 失			
引 当 金 繰 入 等			
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入			
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入			
賞 与 引 当 金 繰 入			
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入			
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入			
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入			
そ の 他 の 引 当 金 繰 入			
そ の 他			
法 人 税 等 調 整 額			
損 失	1,439,763,002		
損 中	477,409,492		
合 計	1,917,172,494		